

# 食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

<https://www.ofsi.or.jp/>

2025

5月号

No.353

## I N D E X

- 巻頭言 ②
- 令和6年度 物流生産性向上推進事業に係る公募 ④
- 令和6年度 物流生産性向上伴走支援事業に係る募集 ⑤
- 〈農林水産省〉改正基本法に基づく  
初の食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました ⑤
- 第13回食品産業もったいない大賞 募集開始 ⑦
- 〈農林水産省〉食品企業向け人権尊重の取組のための  
セミナー動画及び取り組み事例集の公表について ⑧
- 農林水産統計情報 ⑧

# 巻 頭 言

最近、新潟のある大学で4年生の学生を相手にトランプ関税の話をした。

それがいかにWTOの原則に反し戦後の貿易体制に逆行するものであるかということを説明した。

またアメリカとの農産物貿易交渉についても話した。

私がワシントンの日本大使館に書記官として勤務していた80年代は日米貿易摩擦が非常に激しい時期であった。アメリカの対外貿易赤字の大半が日本に対するものであった。米国にとって当時の日本は現在の中国みたいなものであったと言えるだろう。

私の大使館在勤中からも農産物に関するものだけでなく自動車など様々な交渉が日米政府間で進められていた。私の帰国後1年半たった1988年6月に牛肉オレンジ自由化交渉が妥結した。私は米国とのこの牛肉オレンジ自由化交渉に下っ端として携わった。(あの交渉は日本が遭遇したもっとも大きな対外貿易交渉の1つではなかったかと思っている。)

当時は議会の保護主義的な動きを抑えるため、米国政府は日本に対して強い姿勢を示し、交渉成果を上げることによって米国の利益を図りつつ自由貿易を推進し、ウルグアイラウンドを通じてWTO貿易体制につなげていこうという強い意志が感じられた。

米国は戦前のブロック経済化が第二次世界大戦を引き起こした遠因であるという世界全体の反省を踏まえ、その圧倒的な経済力のもとに1947年のガットから始まって多角的貿易体制の構築のために世界をリードしてきたのである。その集大成がWTO(世界貿易機関)なのである。

私自身は牛肉オレンジ自由化交渉をはじめいくつかの貿易交渉に携わったが、多国間の交渉としてはウルグアイラウンドで水産物の交渉に、WTOのドーハラウンドでは農業首席交渉官として農業の交渉に携わった。この両方のラウンドでも米国が交渉を引っ張っていたし、そういう構図の中で米国の交渉官は常に我々の最重要で且つ困難な相手であった。

このように米国等との二国間交渉やWTO交渉の経験をしてきたものからすると、今回のトランプ政権による関税の賦課について、二国間の協定やWTOにおける約束事、原則を無視したものであることに大きな衝撃を受けるとともに、米国が世界の自由貿易体制をリードする役割を脱ぎ捨て、あからさまに逆行する姿勢を見るにつけ、個人的に大変悲しい思いがしている。

各国は多角的貿易体制のもとでの数次のラウンド交渉の結果、約束した関税を譲許表としてWTOに登録している。それ以上に関税を上げないと言う約束をしたものである。米国の動きは当然この約束を破っている。安全保障上の理由を挙げているが、WTOの要件を満たすとは思えない。それぞれの国が何が得意で何が不得意かあるいはどこを守りたいかどこを取りたいか、数次のラウンド交渉を行った結果なのである。その意味で現在の米国の貿易赤字は米国自身が自ら招いてきたものともいえる。

また、トランプ関税は、WTOのいわゆる最恵国待遇の原則に反するものである。これは加盟国に対し同じ関税を適用しなければならないというもので、FTAなどの一部例外を除いて各国別に異なる関税を課すことはできない。

上記のように米国は圧倒的な経済力のもとに、多角的自由貿易体制を牽引する使命を果たしてきた。当然全体をまとめるためにかなり譲歩をしてきた面もあるのは確かである。その結果、貿易赤字が拡大し、製造業が衰退してきた米国内の状況を見て、この構造の根本的な枠組みをひっ

くり返し、米国内に製造業を復活させようということのようである。(米国内の事情通には、トランプ政権は米国と各国間との貿易協定のネットワークの合成物として米国に有利な体制に置き換えようとしている、と言う観測もある。)

依然として経済的にも軍事的にも超大国である米国が、その力を背景に友好国、同盟国を含めて力づくで自国に有利な譲歩を引き出そうとしている。米国は歴史的に自分は正しくて問題の原因は他にあると言う姿勢で国際社会に対応してきているが、これほどあからさまな対応は未だ見たことがない。

さらに深刻なのは、前々回に申し上げたようにトランプ関税は米国で進行しつつあるもしかすると取り返しのつかない変化の対外的な現象のひとつに過ぎないのかもしれないということである。米国内の司法とホワイトハウスの対立、トランプ政権による大学への圧力、トランプ政権のウクライナ戦争への対応やN A T Oへの対応、W T O、W H Oなどの国際機関への対応を見るとそういう危惧が強くなる。

先日私は国連大学で、米国の元国務省高官で平和維持活動や難民問題に取り組んできたプリンストン大学教授の話聞く機会があった。「アメリカの民主主義は生き残れるのか」という私の問いに対し、「それが最大の問題だ、今回の動きは台風や嵐ではない、津波だ、頭を低くしてやり過ぎせばいいと言うものではなく、例えて言えば高台に避難する知恵が必要だ、日本の役割は極めて重大だ」という答えが返ってきた。

これを書いているところに米国と協議するために訪米した赤澤経済再生担当大臣の会見が飛び込んできた。滑り出しは順調であったようだ。トランプ大統領が急遽赤澤大臣と会ったことは、トランプの日本重視の姿勢の現れで今後に期待を持たせるに十分であったが、その後の報道を見ていると我が国と先方の思惑の違いがあるようで、いかにこの交渉をまとめるか、前途は多難なようである。

我が国は安全保障を米国に多く依存する等その置かれた立場から米国との二国間協議で我が国のトランプ関税からの除外などを勝ち取って当面の問題を回避しようとするのは当然であるとしても、上記のようなトランプ政権の世界の貿易体制への認識を踏まえれば(ないものねだりかもしれないが)その軌道修正を促し、多角的貿易体制の維持の努力を継続するとともに、日米両国のみならず、世界経済全体のために日米がいかに協力していくかと言う視点が欠かせないとおもう。

現実味のない理想論のように聞こえるかもしれないが、一概にそうでもないのではないかという気がしてきている。それは最近のドル相場や米国の債権市場の動向である。ドル安が進み米国債の金利上昇傾向が見られる。非常時のドルと言われるが、これにかげりが出ているのである。圧倒的な経済力だけでなく自由世界の盟主としての米国の軍事力、ソフトパワーに支えられている基軸通貨の信任がトランプ政権の同盟関係をもないがしろにする外交政策、貿易政策で揺らいでいるのである。

トランプのプライドを傷つけないで軌道修正を促す可能性があるということではないか？

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構  
会長 村上秀徳

# 令和6年度 物流生産性向上推進事業に係る公募

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、国民一人一人の食料安全保障を確立するため、産地、卸売市場、食品流通業者等による物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入の導入を支援します。

URL : <https://www.ofsi.or.jp/logi-suisin/koubo>

## ■物流生産性向上実装事業

1. 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）において推奨されている標準仕様パレットの導入
2. 貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送への転換（モーダルシフト）
3. パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証
4. パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験
5. 上記事業の実施に向けた調査、関係者の意見調整及び計画の策定

## ■物流生産性向上設備・機器等導入事業

1. パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、標準仕様パレット、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット等）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の物流の合理化・効率化に資する設備・機器の導入
2. 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入
3. 上記の設備・機器等の導入の効果検証

### 公募の期間

令和7年4月14日（月）～5月16日（金）17：00まで

### 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

#### ①提出期限：令和7年5月16日（金）17時00分必着

- ・原則電子メールにより下記アドレスに提出。やむを得ない場合には、郵送又は宅配便、バイク便、持参可。
- ・FAXによる提出は不可。

・課題提案書等をメールで送付する場合は、件名を「物流生産性向上推進事業（申請者名）」とすること。

※メール受信トラブル防止のため、メール送付後、下記問い合わせ先に必ず電話連絡を願います。

#### ②郵送等の場合の提出先：下記問い合わせ先宛に願います。

#### ③郵送等の場合の提出部数：課題提案書 1部

※コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等を含めて、A4片面クリップ留めでご提出願います。

### 相談窓口

食品等流通合理化計画に係る認定書類や公募書類の記入方法、申請者の要件や補助対象設備等に関するご相談については、オンラインもしくは直接訪問してご説明することも可能です。ご要望のある方は問い合わせ先にご連絡ください。

### 問い合わせ先

101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6階  
公益財団法人食品等流通合理化促進機構 業務部  
TEL：03-5809-2176 E-mail：logi-suisin@ofsi.or.jp

## 令和6年度 物流生産性向上伴走支援事業に係る募集

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、国民一人一人の食料安全保障を確立するため、産地、卸売市場、食品流通業者等による物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器等の導入等、物流改善に取り組む事業者に対し、現状抱えている課題の解決支援を行います。

URL : <https://www.ofsi.or.jp/logi-banso>

### ■専門家等の派遣を希望する依頼者の募集

食料品等の物流改善に取り組む又は検討等をする者を対象に、産地や業界等の課題の状況に応じた物流等の専門家等を派遣します。

### ■専門家等の公募

本事業を推進するにおいて、依頼者に派遣する物流等の専門家等を広く募集します。

公募の期間
令和7年4月11日（金）～令和8年3月末（但し予算終了まで）
相談窓口
「専門家派遣事業利用申込書」や「専門家登録申請書」等の記入方法、申し込みの要件等に関するご相談については、オンラインもしくは直接訪問してご説明することも可能です。ご要望のある方は問い合わせ先にご連絡ください。
問い合わせ先
101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6階 公益財団法人食品等流通合理化促進機構 業務部 TEL : 03-5809-2176 E-mail : <a href="mailto:logi-banso@ofsi.or.jp">logi-banso@ofsi.or.jp</a>

## 〈農林水産省〉改正基本法に基づく 初の食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき政府が策定するものであり、概ね5年ごとに変更することとされています。

4月11日、昨年6月に改正された食料・農業・農村基本法に基づく、初の「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

これに当たって、農林水産大臣談話も公表され、食品産業に関しては「国民一人一人の食料安全保障の確保のため、物理的・経済的食品アクセスの確保、農産物・食品を消費者の皆様へつなぐ重要な役割を果たしている食品産業の発展に資する取組を位置付けました。

また、食料供給が環境に負荷を与える側面にも着目し、食料システム全体で環境負荷低減を図りつつ、多面的機能を発揮することとしています。」と食品産業や食料システムの重要性について言及されています。新たな食料・農業・農村基本計画のポイントは、次ページの資料のとおりです。詳細については、以下の農林水産省HPをご覧ください。

### ○農林水産大臣談話

[https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k\\_aratana/danwa.html](https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/danwa.html)

### ○食料・農業・農村基本計画

[https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k\\_aratana/index.html](https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html)

# 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

○従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。  
 ○改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

関係者の連携による持続的な食料システムの確立	食料安全保障の確保	<b>食料の安定的な供給</b> 国内の農業生産の増大 目標 ○食料自給率 ・摂取ベース：53% ・国際基準準拠：45% + <b>安定的な輸入の確保</b> + <b>備蓄の確保</b> — <b>食料自給力の確保</b> (農地、人、技術、生産資材) 目標 ○農地の確保 [農地面積：412万ha] ○サステイナブルな農業構造 49歳以下の担い手数： 現在の水準 (2023年：4.8万)を維持 ○生産性の向上 (労働生産性・土地生産性) ・1経営体当たり生産量：1.8倍 ・生産コストの低減： (米) 15ha以上の経営体 11,350円/60kg→9,500円/60kg (麦、大豆) 2割減(現状比)	<b>農地総量の確保、サステイナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保</b> ○水田政策を令和9年度から根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換 ○コメ輸出の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進 ○規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、 <b>農地・水を確保</b> するとともに、 <b>地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化</b> を推進 ○サステイナブルな農業構造の構築のため、 <b>親元就農や雇用就農の促進</b> により、49歳以下の担い手を確保 ○生産コストの低減を図るため、 <b>農地の大区画化、情報通信環境の整備、スマート農業技術の導入・DXの推進</b> や <b>農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化</b> 等を推進 ○生産資材の安定的な供給を確保するため、 <b>国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換</b> を推進	農業経営の「収益力」を高め、 農業者の「所得を向上」
	<b>輸出の促進</b> (国内の食料需要減少下においても供給能力を確保) 目標 ○農林水産物・食品の輸出額 [輸出額：5兆円]	<b>輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化</b> ○マーケットイン・マーケットメイクの観点からの <b>新たな輸出先の開拓、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築</b> を推進 ○ <b>食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大</b> による輸出拡大との相乗効果の発揮		

関係者の連携による持続的な食料システムの確立	食料安全保障の確保	<b>食料の安定的な供給</b> — <b>食品産業の発展</b> — <b>合理的な価格形成</b> 国民一人一人が入手できる — <b>物理的アクセス+経済的アクセス</b> + <b>不測時のアクセス</b>	<b>食料システムの関係者の連携を通じた「国民一人一人の食料安全保障」の確保</b> ○原材料調達安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進 ○コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進 ○ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施
	<b>環境と調和のとれた食料システムの確立</b> 目標 ○温室効果ガス削減量(2013年度比) [削減量：1,176万t-CO <sub>2</sub> ]	<b>「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮</b> ○GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「 <b>みどりGX推進プラン(仮称)</b> 」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、 <b>環境負荷低減の取組</b> を促進 ○バイオマス・再生可能エネルギー利用等の <b>農林漁業循環経済の取組</b> を促進 ○多様な者の参画等を得つつ、 <b>共同活動を行う組織の体制の強化</b> により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進	
関係者の連携による持続的な食料システムの確立	農村の振興	<b>農業生産の基盤の整備・保全</b> <b>地域の共同活動の促進</b> <b>農村との関わりを持つ者の増加</b> — <b>機会の創出+経済面の取組+生活面の取組</b> 目標 ○農村関係人口の拡大が見られた市町村数 (市町村数：630) ○農村地域において創出された付加価値額 (付加価値額：22兆円)	<b>地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、 「きめ細やかな中山間地域等の振興」</b> ○2025年夏を目途に「 <b>地方みらい共創戦略</b> 」を策定し、「 <b>『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト</b> 」の下、 <b>官民共創の仕組み</b> を活用した、 <b>地域内外の民間企業の参画促進</b> や <b>地域と企業の新たな結合</b> 等により、 <b>関係人口の増加</b> を図り、 <b>楽しい農村</b> を創出 ○ <b>所得向上や雇用創出</b> のため、 <b>農泊や農福連携</b> 等、 <b>地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業</b> を創出 ○ <b>生活の利便性確保</b> のため、 <b>自家用有償旅客運送等の移動手段の確保</b> 等の <b>生活インフラ</b> 等を確保 ○ <b>中山間地域等の振興</b> のため、 <b>農村RMOの立上げ</b> や <b>活動充実の後押し</b> による <b>集落機能の維持</b> 、 <b>地域課題</b> に対応した <b>スマート農業技術の開発・導入</b> 、 <b>地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組</b> を支援
	<b>中山間地域等の振興、鳥獣被害対策</b>	<b>国民理解の醸成</b> ○農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、 <b>食育</b> 等を推進	

# 第13回食品産業もったいない大賞 募集開始

## 募集締切：令和7年6月15日（日）

昨年度に引き続き、当機構は農林水産省の補助を受け、第13回食品産業もったいない大賞を実施いたします。食品産業の持続可能な発展に向け様々な環境対策等がされているフードチェーンに関わる企業・団体及び個人を広く発掘し、その取組内容を表彰・周知することにより食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策及び食品ロス削減等を促進することを目的としています。

東日本大震災を契機に見直されている「もったいない」の思いこそが、地球温暖化・省エネルギー対策に取り組む原動力になると考え、これを大賞の冠名としています。

### 募集対象

ホームページ(<https://www.ofsi.or.jp/mottainai/>)の「取組内容等」に記載されているような環境対策等を実施している、農林水産業者・食品製造業者・食品卸売（仲卸）業者・食品小売業者・外食（中食）事業者・食品輸出入業者・関連事業者（電気・施設・装置・容器包装・輸配送）・地方自治体・大学・専門学校・高校等・フードバンク・リサイクル事業者・個人 等

1. 過去に受賞された企業、団体及び個人でも受賞内容と異なる取組であれば応募可能です。
2. 自薦・他薦は問いません。また、連名での応募も可能です。

### 応募方法

下記アドレスにある応募申込書に必要な事項を記入し、関係書類と共に応募ください。  
なお、頂いた応募書類は返却致しません。

<応募に関する書類>

- (1) 第13回食品産業もったいない大賞応募申込書①
  - (2) 第13回食品産業もったいない大賞応募申込書②-1
  - (3) 第13回食品産業もったいない大賞応募申込書②-2
  - (4) 写真（取組内容がわかる写真）電子データ可
  - (5) 取組内容を記載した関係資料
  - (6) 会社等の概要がわかるパンフレット等
- ※(1)～(4)必須、(5)～(6)は任意

<応募書類様式・公募詳細・取組内容について>  
<https://www.ofsi.or.jp/mottainai/>

応募は郵送、メール送信にて受け付けています。  
上記アドレスにて、詳細や送付先をご確認下さい。



### 賞の種類

- 食品産業もったいない大賞（農林水産大臣賞） ■ 農林水産省大臣官房長賞 ■ 審査委員長賞

### 審査

評価項目	具体的な評価事項
先進性・独自性	他社の取組には見られない先進的な特徴や独自の方法等
地域性	活動範囲の広さ、他社との連携、地域に密着した取組であるか等
継続性	取組の開始時期、活動年数、継続できる取組であるか等
経済性	取組を実施することによる経済効果等
波及性・普及性	他の食品事業者への波及効果や消費者の環境意識の醸成等の効果
地域温暖化防止・省エネルギー効果	取組を実施することによる地球温暖化防止・省エネルギー効果

- ・ 審査結果は受賞者へ直接通知します。
- ・ 東京都内において、令和7年10月30日に賞状を授与する表彰式典と取組内容を紹介する事例発表会を実施予定です。
- ・ 表彰された取組内容は、当機構及び農林水産省ホームページにて公表します。

<問合せ先> 業務部 担当：杉本  
TEL 03-5809-2176 / E-mail [info@ofsi.or.jp](mailto:info@ofsi.or.jp)

## 〈農林水産省〉食品企業向け人権尊重の取組のための セミナー動画及び取り組み事例集の公表について

近年、企業活動による人権への負の影響（人権侵害リスク）が顕在化するに伴い、企業に人権尊重の取組を求める声が高まっています。欧米諸国を中心に人権尊重を目的とした法規制の導入が進んでおり、日本政府も『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）』（2020年10月）及び「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（2022年9月）を公表し、日本企業による人権尊重の取組に対する理解の深化と取組の促進を図っています。

農林水産省は、2023年12月に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を公表し、食品企業における人権尊重の取組を後押ししてきました。また、食品企業における人権尊重の取組をより推進することを目的として本セミナーを開催いたしました。

本セミナーでは「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」の内容をご紹介するとともに、食品企業における人権尊重の取組の最前線に立たれている方を講師としてお迎えして、各社でのお取組についてご講演いただきました。さらに、セミナー開催後、希望する参加食品企業のご出席者様に対しては、専門家の助言を得るための場として、人権尊重の取組を社内で進める上での座談会を実施いたしました。

この度、農林水産省HPに標記セミナーの動画・概要及び取り組み事例集が公表されましたので、改めてお知らせいたします。詳細は、以下のHPをご覧ください。

○食品企業向け人権尊重の取組のためのセミナー

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/jinken-seminar.html>

○食品産業における人権尊重の取組事例集

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/jinken-torikumizirei.html>

○食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/jinkentebiki.html>

## 農林水産統計情報

### 令和7年4月～令和8年3月までの公表予定より

([https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index\\_nenkan\\_r7-1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index_nenkan_r7-1.pdf))

農林水産省（大臣官房統計部及び各局庁等）が公表している農林水産統計について、5月に掲載予定されている生産・流通に関する資料名の一部を紹介します。

資料名	収録内容	担当課（室）
大臣官房統計部		
作物統計調査 令和6年産みかんの結果樹面積、収穫量及び出荷量	全国・主産県別の結果樹面積、10a当たり収量、収穫量及び出荷量	生産流通消費統計課
作物統計調査 令和6年産りんごの結果樹面積、収穫量及び出荷量	全国・主産県別の結果樹面積、10a当たり収量、収穫量及び出荷量	生産流通消費統計課
令和6年漁業・養殖業生産統計	海面漁業及び養殖業の全国・都道府県別の漁業種類別・魚種別生産量並びに内水面漁業及び養殖業の全国・都道府県別の魚種別生産量	生産流通消費統計課
水産物流通調査 令和6年産地水産物用途別出荷量調査結果	品目別用途別出荷量	消費統計室

編集

## 食流機構

◆2025年5月号／通巻353号 ◆令和7年5月1日発行

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F

☎ 03-5809-2175 ㊟ 03-5809-2183

✉ info@ofsi.or.jp ㊚ <https://www.ofsi.or.jp/>

☐総務部 ☎ 03-5809-2175

☐業務部 ☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。